



**桔梗** 気品に満ちたこの花が大好きだ。万葉集のなかで「秋の七草」のひとつとして歌われ、古来より日本で愛されてきた。花言葉は、「変わらぬ愛、気品、誠実、従順、誕生」と記されている。大和の国には、渡来の花など大事に育て、今日の私たちに伝えてくれた先人の豊かな心があればこそである。美しい日本を壊してはならない。守り伝え、近隣と分かち合う優しい平和な国として、世界に貢献したいものだ。(古寺一隅)  
 フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 標準報酬月額「随時改定」 ● 「算定基礎届」の提出はもうお済みですか？
- 国民年金保険料の免除制度をご存じですか？
- 協会けんぽからのお知らせ
  - ・平成26年7月から協会けんぽの申請書・届出書様式が新しくなりました
  - ・被扶養者状況リストの提出はお済みですか？
- インターネットサービス「ねんきんネット」で将来の年金額を試算できるようになりました！

**職場内で回覧しましょう**

# 標準報酬月額 「随時改定」

ベースアップなどが  
あったときは、  
「月額変更届」を  
提出しましょう

健康保険・厚生年金保険の被保険者1人ひとりの標準報酬月額は、事業主からの届け出に基づいて決定されます。保険料額や保険給付額の計算の基礎となる重要なものですから、報酬月額は正しく届け出されることが必要です。

毎年4月、5月には一般的に事業所において昇給が行われることが多く、この定期昇給などにより被保険者が受ける報酬に変動が生じたときは、その3カ月後に標準報酬月額の「随時改定」に該当するかどうかを被保険者1人ひとりについて確認する必要があります。



## 随時改定とは

被保険者の標準報酬月額は、被保険者資格を取得したとき、および毎年7月に提出する「算定基礎届」(＝定時決定)によって決定されます。

しかし、これだけでは昇給や降給などで報酬が変動した場合、すでに決定されている標準報酬月額と現実を受ける報酬の実態がかけ離れてしまうことになります。

そこで、昇降給のあった月以降、連続する3カ月間の報酬をもとにして計算し、4カ月目から標準報酬月額を改定することになっています。これを標準報酬月額の「随時改定」といい、このときに提出する届書が「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」です。

## 随時改定の要件

随時改定は、次の2つの要件に両方該当するときに行われます。

- ①昇給または降給などにより、固定的賃金に変動があった。
- ②固定的賃金の変動月以降、連続する3カ月(3カ月とも算定基礎日数が17日以上であることが必要)に受けた報酬の平均月額に基づく標準報酬月額と、これまでの標準報酬月額を比較して2等級以上の差が生じた。

なお、固定的賃金の変動だけで2等級以上の差がなくても、残業手当等の非固定的賃金を含めた報酬で2等級以上の差がある場合は、この要件に当てはまるものとして取り扱われます。

## 固定的賃金の変動

固定的賃金とは、基本給、家族手当、役職給、住宅手当などのように支給額や支給率が決まっているものをいい、その変動とは次のような場合です。

- ①昇給、降給
- ②給与体系の変更(日給から月給への変更など)
- ③日給や時間給などの基礎単価の変更
- ④請負給、歩合給などの単価、歩合率の変更
- ⑤住宅手当、役職手当などの固定的な手当の追加、または支給額の変更

ご不明な点は…



くわしくは管轄の年金事務所にお問い合わせください

# 「算定基礎届」の提出は もうお済みですか？



健康保険・厚生年金保険では、毎年7月1日現在において在職している被保険者1人ひとりに対して、4・5・6月の3か月中に支払った報酬を「算定基礎届」により届け出ることになっています。

年金事務所では、この届け出に基づいて被保険者の標準報酬月額を決定し、原則として、その年の9月1日から翌年の8月31日までの1年間の保険料や保険給付の計算の基礎とします。

「算定基礎届」は被保険者にとってはもちろんのこと、事業主にとっても重要なものです。届け出が遅れたり、記入を誤ったりすると標準報酬月額の決定に支障をきたすばかりでなく、被保険者の利益にも影響を及ぼします。

届け出にあたっては、記入もれの被保険者がいないか、報酬の記入誤りがないかなど十分点検し、6月に年金事務所から送付されている「算定基礎届総括表」および「算定基礎届総括表附表（雇用に関する調査票）」にも必要事項を記入のうえ、あわせて提出してください。

「算定基礎届」の届け出は7月10日まで（提出日が指定されている事業所はその日）と定められていますが、なんらかの事情で期日までに提出されていないときは、至急管轄の事務センターまたは年金事務所へ届け出ましょう。

ご不明な点は…



管轄の年金事務所までお問い合わせください

ご家族に国民年金第1号被保険者がいらっしゃる方へ



# 国民年金保険料の 免除制度をご存じですか？



経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。また、退職（失業）による特例免除もあります。

## 全額免除制度

保険料の全額（月額15,250円）が免除されます。

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/2として計算されます。

### ●全額免除となる所得のめやす

前年所得が【(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円】の計算式で計算した金額の範囲内であること  
※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。

### 〈特例免除〉

特例免除は退職（失業）された方の所得を除外して審査をします。

通常であれば、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象となりますが、特例免除は、退職（失業）された方の所得は審査の対象から除かれます。手続きには、雇用保険受給資格者証の写しなど失業していることを確認できる公的機関の証明の写しが必要となります。

詳細は、最寄りの年金事務所・市（区）町村担当窓口までお問い合わせください。

## 一部免除（一部納付）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。

一部免除は3種類です。納付額と年金額は以下のとおりです。

- 3/4免除（3,810円を納付） → 年金額は5/8
- 半額免除（7,630円を納付） → 年金額は6/8
- 1/4免除（11,440円を納付） → 年金額は7/8

### ●一部免除となる所得のめやす

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 3/4免除 → 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 半額免除 → 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 1/4免除 → 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。



### ご注意ください!!

一部免除制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、未納と同じとなるため、将来の老齢基礎年金額に反映されず、また障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

## 若年者納付猶予制度

保険料の全額（月額15,250円）が猶予されます。

若年者納付猶予制度とは、他の年齢層に比べ所得が少ない若年層（20歳台）の方が、将来年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するため、世帯主の所得により全額免除に該当しない20歳台の方が申請できる制度です。

ただし、若年者納付猶予制度を受けた期間は、追納しない限り将来受ける年金額に反映されません（受給資格期間には算入されます）。

### ●若年者納付猶予となる所得のめやす

所得基準の計算方法は全額免除制度の場合と同じですが、世帯主の所得は審査から除かれます。

※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。



## 申請は…

お住まいの市(区)町村役場の国民年金担当窓口へご提出ください。平成26年度（平成26年7月～平成27年6月）の申請は平成26年7月から受付を開始しております。

## 申請可能期間が拡大されました

これまで、さかのぼって免除申請ができる期間は、申請時点の直前の7月まででした。平成26年4月からは、保険料の納付期限から2年を経過していない期間について、さかのぼって免除が申請できるようになりました。特例免除、学生納付特例の対象期間も拡大されました。

ただし、免除等の申請が遅れると万一の場合に障害年金や遺族年金を受けられない恐れがあります。申請はすみやかをお願いします。

申請可能期間が  
拡大



## 保険料の追納について

保険料の全額免除や一部納付の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります（若年者納付猶予制度については、年金額に反映されません）。

そこで、これらの期間については、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができるようになっています（保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます）。

詳細は最寄りの年金事務所・市(区)町村担当窓口までお問い合わせください

## 協会けんぽからのお知らせ

# 平成26年7月から 協会けんぽの申請書・届出書様式が新しくなりました

協会けんぽでは、加入者・事業主の皆さまにご記入いただく申請書・届出書を「見やすく」「分かりやすく」「記入しやすく」するため、**平成26年7月から様式を変更いたしました。**

## 様式変更のポイント

### ●文字を見やすく

●多くの方が読みやすいようにデザインされた書体を採用しました。

### ●レイアウトを工夫

●記入欄を見やすく大きく整理し、記入漏れが少なくなるよう工夫しました。

### ●「記入の手引き」をご用意

●申請に必要な添付書類や、支給要件などを説明した「記入の手引き」をご用意しました。

### ●記入例を見やすく

●記入漏れや記入誤りを防ぐため、ポイントをしぼり、とくにご注意ください点を目立たせました。

## 様式変更のQ&A

**Q1** 従来の様式は使えなくなりますか？

**A1** 従来の様式もご使用いただけますが、少しでもスムーズに手続きができるよう、新様式への切り替えにご協力をお願いいたします。

**Q2** 新様式はどこで入手できますか？

**A2** 協会けんぽホームページからダウンロードしていただくか、協会けんぽまでご用命ください。



## 新様式はホームページから ダウンロードできます

協会けんぽ 大阪

検索



申請書のダウンロードの際は、「申請書の印刷についてのお願い」にご留意のうえ、ご利用いただきますよう、よろしくお願いたします。



**協会けんぽへの  
申請は郵送で！**

協会けんぽで受付しております申請書はすべて郵送での提出が可能です。郵送での提出にご協力をお願いいたします。

## お問い合わせ先

**全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部** <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

## 協会けんぽからのお知らせ

# 被扶養者状況リストの提出はお済みですか？ ご提出期限(平成26年7月31日)が近づいております

協会けんぽでは、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者認定状況の再確認を実施しています。事業主の皆さまには、本年5月末から6月末にかけて「被扶養者状況リスト」等を送付しております<sup>※1</sup>。

「被扶養者状況リスト」等につきましては、健康保険の被扶養者資格の状況を確認のうえ、**平成26年7月31日(木)までに専用の返信用封筒にて**ご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

保険料負担の軽減につながる<sup>※2</sup>大変重要な事務ですので、ご多用中大変恐れ入りますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

- ※1 対象となる被扶養者がいない場合は、「被扶養者状況リスト」は送付していません。  
 ※2 協会けんぽなど、各々の医療保険制度の加入者（被保険者および被扶養者）の人数等に応じて、高齢者の医療費に対する拠出金は算出されます。



## 提出方法

リストにて被扶養者資格の再確認後、リストに事業主印を押印し「協会提出用」を提出（同封の返信用封筒にて協会けんぽへ提出してください）

### A. 削除となる被扶養者がいない場合

被扶養者状況リスト  
「協会提出用」

「被扶養者状況リスト」のみご提出

### B. 削除となる被扶養者がいる場合

被扶養者状況リスト  
「協会提出用」 + 被扶養者調書  
兼異動届  
「正・副」 + 保険証

同封の異動届「正・副」に、削除となる被扶養者の氏名等を記入し、削除となる被扶養者の保険証等を添付のうえ同封

※返信用封筒は被扶養者資格の再確認専用ですので、その他の書類は同封しないようにお願いいたします。

くわしくは、「被扶養者状況リスト」に同封いたしましたリーフレット、協会けんぽのホームページをご覧ください。なお、「被扶養者状況リスト」を紛失等している場合は、協会けんぽ大阪支部まで、至急ご連絡ください。再発行いたします。

## 協会けんぽ大阪支部からのお願い

「健康保険被扶養者調書兼異動届」は、協会けんぽが実施する**被扶養者資格再確認専用の削除用届出用紙**となります。被扶養者の追加、変更等の際にはご使用できません。

また、被扶養者資格の再確認が終了しますと、就職等による被扶養者の削除につきましてもご使用できません。通常の「健康保険被扶養者（異動）届」を管轄の年金事務所へご提出ください。

被扶養者の異動の際は、すみやかに届出いただきますようご協力をお願いいたします。

## お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

インターネットサービス  
「ねんきんネット」で



# 将来の年金額を試算 できるようになりました!

ライフプランに合わせて  
年金額の試算ができます!

「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの?」  
「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるの?」  
など、グラフでわかりやすく表示します。

※すでに老齢年金をお受け取りの方はご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。



いつでも、最新の  
年金記録が  
確認できます!

記録の「もれ」や「誤り」の  
発見が容易になります!

「ねんきん定期便」や  
「年金振込通知書」などの  
内容がご自宅で確認できます!

## 具体的な年金見込額試算の例

これまで

ねんきんネット

中高年の方



58歳男性の例

ねんきん定期便での見込額(※)  
61歳~64歳 795,000円  
65歳~ 1,812,500円

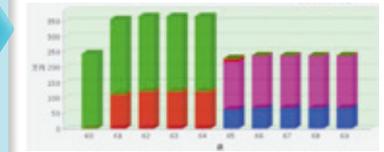
※60歳以降、厚生年金に加入されていない前提

今後の給料の入力

現在の仕事を継続  
65歳まで  
給与 240,000円

見込額 (在職老齢年金)

61歳~64歳 637,500円  
65歳~ 1,910,700円



若年の方



33歳女性の例  
(厚生年金に13年加入)

ねんきん定期便での見込額(※)  
380,600円

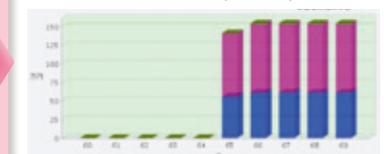
※これまでの加入実績のみでの見込額

今後の給料の入力

現在の仕事を継続  
60歳まで  
給与 200,000円

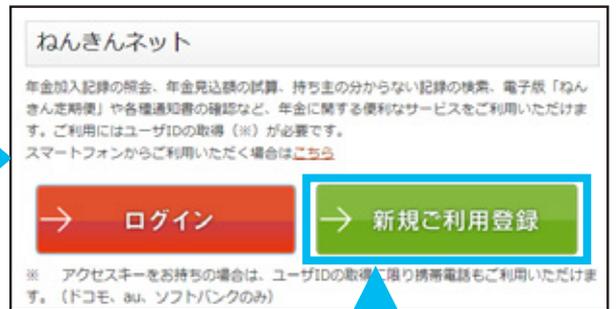
60歳まで加入後の見込額

1,356,000円



# まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

## 1 日本年金機構のホームページにアクセス



日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。

「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。

## 2 「ねんきんネット」サービス ご利用登録

### ●アクセスキーとは…

お客さまの誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

### ①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

### ②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。



「ねんきんネット (申請用トップページ)」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

### ●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

### ●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。



スマートフォンの方はこちらからアクセスできます。

### くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット 検索

[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050または070から始まる電話で  
おかけになる場合は  
03-6700-1144